

【市道第 211 号線配水補助管布設替工事】

工事希望制指名競争入札予定表

1 業 種	水道施設工事
2 工事件名	市道第 211 号線配水補助管布設替工事
3 工事場所	吉祥寺北町二丁目 4 番先
4 工 期	契約確定日の翌日から令和 9 年 3 月 15 日まで
5 工事概要	本工事は、老朽化したビニル管をφ75mmの耐震性ダクトイル鋳鉄管に布設替えするものである。 【設計説明】 ① 配水管布設工 新設 内径 75mm L=375.3m FCD. GX ② 配水管布設工 新設 内径 75mm 6.0基 GXソフトシール仕切弁 ③ 配水管布設工 撤去 内径 75mm L=0.4m FCD. NS ④ 配水管布設工 撤去 内径 50mm L=374.5m VP ⑤ 配水管布設工 撤去 内径 50mm 7.0基 砲金製仕切弁 ⑥ 給水管取付替工 新設 内径 40mm 1.0箇所 CSSP ⑦ 給水管取付替工 新設 内径 30mm 2.0箇所 CSSP ⑧ 給水管取付替工 新設 内径 25mm 22.0箇所 CSSP ⑨ 給水管取付替工 新設 内径 20mm 3.0箇所 CSSP ⑩ 路面復旧工 一式 ⑪ 交通管理費 一式
6 参加資格要件	次の①～⑨に該当すること。かつ、7～9の規定により事前に確認を受けた者がこの入札に参加することができる。 ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。 ② 武蔵野市工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 ③ 東京都及び国土交通省関東地方整備局において、指名停止期間中、又は営業停止期間中でないこと。 ④ 東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という）において武蔵野市の登録を有しており、「水道施設工事」の登録を有していること。 ⑤ 武蔵野市指定給水装置工事事業者であり、武蔵野市、三鷹市、小金井市、西東京市に本店、支店又は営業所等を有していること。 ⑥ 「水道施設工事」の業種で共同格付「B」以上に等級格付されており、この公表日現在、最新の経営事項審査の結果による「水道施設工事」もしくは「土木一式」の総合評定値 P が 800 点以上であること。 ⑦ ⑥にかかわらず、武蔵野市内に本店、支店又は営業所等を有し、3 年以上継続して営業しており、「水道施設工事」で共同格付「C」以上に等級格付され、この公表日現在、最新の経営事項審査の結果に

	よる「水道施設工事」もしくは「土木一式」の総合評定値Pが700点以上であること。 ⑧ 過去5年間に本件工事と同種の官公庁水道工事实績があり、かつ、同種の官公庁水道工事経験のある主任（監理）技術者を専任配置できること。 ⑨ 経営不振の状態（会社更生法第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、又は民事再生法第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき。）にないこと。ただし、武蔵野市が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。
7 申請方法	武蔵野市水道部総務課に郵送する（持参可）。
8 申請書提出期間	令和8年10月6日（火）から10月16日（金）必着 ただし、持参する場合は土日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。最終日の10月16日は午後3時までとする） ※ 期限厳守
9 申請時の提出書類	① 工事希望申込書 ② 最新の経営事項審査結果通知の写し ③ 建設工事等競争入札参加資格審査受付票の写し（東京電子自治体共同運営の電子調達サービスの工事申請受付に係る） ④ 技術者調書 ・配置予定技術者の資格者証等の写しを添付してください。 ⑤ 工事实績調書 ・工事实績調書に記載した工事の契約書の写しを添付してください。
10 指名通知の発送	本件入札の指名の結果は、令和8年10月23日（金）に電話連絡する。 ※ 休業日等の場合は、携帯電話等の番号、ファックス番号またはメールアドレス等を申請時に申し出ること。
11 設計図書等の配布	設計図書等の配布は、 令和8年10月23日（金）に配布（郵送） する。
12 質問の方法	質問締切日：令和8年10月30日（金） ※ 工事に関する質問については、指定の様式を使用し、ファックス（0422-53-6044）で送付すること。
13 回答の方法	回答予定日：令和8年11月4日（水） ※ 入札に参加予定の全ての事業者へ、質問回答書としてファックスにて送付する。
14 予定価格	落札者決定時に事後公表
15 最低制限価格等	本件入札にあたっては、予定価格の10分の9から10分の7までの範囲において、最低制限価格を設定する。
16 入札日時	令和8年11月11日（水）午前9時
17 入札場所	武蔵野市水道部会議室（武蔵野市吉祥寺北町四丁目11-46）

	※ 入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入力すること。落札決定は、この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（単価契約の場合を除き、この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる）により行うこと。 ※ 武蔵野市水道部では、入札及び見積合わせは郵送により実施します。以下の書類を入札期間中に直接持参または郵送にてご提出ください。 ＜提出書類＞ ・入札書 ・誓約書（要綱第 1 号様式） ・暴力団等排除に関する誓約書 ・大内訳 ＜入札期間＞ 令和 8 年 11 月 6 日（金）～11 月 10 日（火） 期限厳守 ただし、持参する場合は土日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
18 再入札回数	2 回まで
19 入札の延期等	入札参加者に談合その他不穏な行動があり、又はその疑いがある場合において、入札を公正に執行することができないと市長が認めるときは、本件入札の執行を延期し、又はとりやめることとする。
20 入札の無効	次の①②のいずれかに該当する入札は、無効とする。 ①入札に参加する資格のない者の行った入札 ②①に掲げるもののほか、武蔵野市が特に指定した入札条件に違反して行った入札
21 契約書の作成	落札者は、遅滞なく契約書 2 通を作成し、記名押印のうえ提出しなければならない。
22 入札保証金	見積金額の 3/100 以上・ただし武蔵野市水道事業会計規程第 100 条第 2 項に該当するものは免除
23 契約保証金	契約金額の 10/100 以上・ただし武蔵野市水道事業会計規程第 117 条第 2 項第 1 号から第 3 号に該当するものは免除
24 前払金	契約金額 200 万円を超える土木工事、建築工事及び設備工事が対象。 上限額は 2 億円を限度とし、契約金額（税込）の 4 割から 10 万円未満を切り捨てた金額。前払金を申請する場合は、前払金保証への加入が別途必要。
25 中間前払金	前払金をした工事が対象。 1 億円を限度とし、契約金額の 2 割から 10 万円未満を切り捨てた金額。申請する場合は中間前払金保証への加入が別途必要。

26 その他	• この発注予定表に定めがないことについては、武蔵野市工事請負等競争入札参加者心得（本市ホームページに掲載。入札参加前に必ず確認すること）を遵守すること。 • 落札者は、申請時に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。なお、配置予定技術者の配置ができない状況になった場合は、武蔵野市水道部と協議の上、その承諾を得ること。 • 短期雇用労働者を雇用する場合は、公共職業安定所の紹介する労働者を雇用するよう配慮すること。 • 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。 • 工事希望制指名競争入札に係る提出書類等において虚偽の記載をした場合においては、1 か月以上6 か月以内に競争入札に対する指名停止の措置を行うことがある。 ※ 希望申請は指名業者を決定する際の参考とするものであり、指名業者は「武蔵野市工事請負指名競争入札参加者指名基準」により、申請者の経営状況、本市での指名・受注状況、官公庁工事の実績、工事の施工成績、発注工事に対する地理的条件・技術的適性・専門性、施工中の工事の状況等を勘案して選定するものである。
---------------	--